NOASOBI ACADEMY 会員規約

（目的）

第1条

本規約は、一般社団法人 野遊びリーグ（以下「当法人」という。）が運営する NOASOBI ACADEMY（当会）の会員に関し必要な事項を定めるものである。

（会員の種類）

第2条

当会の会員の種類は以下の通りとする。

（１） 個人会員

①対象	対象年齢は満 11 歳以上
②入会金　年会費	入会金：無料　年会費：1 万円
③資格の有効期間	入会日より 1 年間
④入会・継続条件	当法人により申込が承諾され、期限までに年会費を支払うことで入会 更新月の前月の末日までに年会費を支払うことで継続
⑤ 特典	別途検定料を支払うことで、当会の検定を受けることができる ※入会初年度に限り STARTER GUIDE 検定を無料で受けることができる

（２）法人会員

①対象	日本国内に登記されている法人及び団体
②入会金　年会費	入会金；無料　年会費： 初年度 30 万円　2 年目以降 10 万円
③資格の有効期間	入会日より 1 年間
④入会・継続条件	当法人により申込みが承認され、期限までに年会費を支払うことで入会 更新月の前月の末日までに年会費を支払うことで継続
⑤特典	別途検定料を支払うことで、当会の検定を受けることができる ※入会初年度は年会費に STARTER GUIDE/PRO GUIDE 検定料（上限 20 名）が含まれる

（３）サポーター会員

①対象	日本国内に登記されている法人及び団体
②入会金　年会費	入会金：無料　年会費：無料
③資格の有効期間	入会日より 1 年間
④入会・継続条件	当法人により承認される 当法人の承認により継続
⑤特典	当会会員の活動の場所および協賛品、サービス等を提供することができる 当会会員への協賛内容を対外的に公表できる

（入会）

第3条
当会の会員になることを希望する者は、本規約及び当法人が定める規程に同意の上、当会所定の様式により入会を申し込むものとする。当会は、当該申込みを承諾した後、申込者が年会費を納付したことをもって、その会員資格を認める。

（会員名簿及び個人情報の取扱い）
第4条
会員の種別毎に、当法人が管理する会員名簿に登録する。
２　前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合には、当該会員は変更届を提出しなければならない。
３　会員名簿に登録された個人情報については、個人情報保護法その他関係法令に基づき、適切に管理・利用するものとする。

（年会費）
第5条
会員の種別による入会金、年会費及び継続条件は第２条で定める通りである。
２　当法人は、一旦支払いを受けた年会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。
３　当法人は、会員への事前の告知をもって、年会費を変更することができるものとする。

（会員の権利）
第6条
会員は、当法人の目的に賛同し、次の各号に定める権利を有する。
（１）当法人が運営する事業への一部参加
（２）資質向上を図るための講習会、研修会等への参加

（退会）
第7条
会員は、当法人が定める所定の手続に従い、退会することができる。
２　会員が死亡したとき及び法人が解散したときは、退会したものとみなす。
３　退会に際して、既納の入会金、年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

（除名）
第8条
会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人は当該会員を除名することができる。会員は当法人により除名されたときは、会員たる資格を喪失する。
（１）本規約その他の規則・規程に違反したとき
（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
（３）当法人に許可なく、当法人の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合

（４）当法人に許可なく、当法人と競業する行為を行った場合
（５）当法人に許可なく、当法人の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
（６）当法人に許可なく、当法人の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
（７）当法人に登録の情報に虚偽の内容がある場合
（８）当法人又は当法人の利害関係人に対し、誹謗中傷その他社会通念上不適切とされる行為を行った場合
（９）当法人の事業活動を妨害する等により当法人の事業活動に悪影響を及ぼした場合
（１０）他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行なった場合
（１１）法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
（１２）本規約第 11 条に該当する場合
（１３）その他の除名すべき正当な事由があるとき

（改定）
第9条
本規約の改定は、当法人の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

（免責及び損害賠償）
第10条
会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は、間接損害・特別損害・逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
２　会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

（反社会的勢力からの排除）
第11条
会員において下記のいずれかにあたるときは、当法人は何らの催告なくして書面をもって会員を除名することができるものとする。
（１）暴力団、暴力団員その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に属したり、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すると認められるとき。
（２）反社会的勢力がこの規約の内容に実質的に関与していると認められるとき。

（準拠法）

第12条
本規約の効力、履行および解釈に関しては、日本国法に準拠し、本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決する。

（合意管轄）
第13条
本規約につき裁判上の争いとなったときは、当法人の本社の所在地を管轄する裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

附　則
本規約は 2025 年 11 月 1 日より施行する。